

平成19年7月6日

東京都教育庁

指導部主任指導主事（情報教育担当） 殿

東京都高等学校情報教育研究会

会長 武山洋二郎

（都立松原高等学校長）

情報教育の環境整備について(要望)

1 教科「情報」の授業での指導体制について

教科「情報」の学習にあっては、生徒のソフトウェア及びハードウェアについての操作能力の程度の差が大きく、教員1人では生徒一人一人に対応できないのが実情です。

他県では教科「情報」の免許取得者が多く、各校複数配置でTT(Team Teaching)またはTA(Teaching Assistant)や少人数による授業を展開しているところが多く見られますが、都立高校ではIT教育普及支援校以外は1名体制で展開しているのが現状です。

現在のIT教育普及支援校では、加配で2名体制の環境を整えていただいております。TTまたは少人数による授業を展開することが可能ですが、同時に担当校の教員のIT活用能力を育成するなどの業務が課されています。

一方、家庭科では少人数加配の要求がある学校には加配の措置がありますが、こうした業務がありません。また、工業や商業などの専門高校におけるコンピュータ実習では、TTが認められております。さらに私立高校などでは、民間の人材派遣を活用してTAを配置している場合もあります。

今年度でIT教育普及支援校の事業が終了しますが、次のいずれかの方法で、全都立高校の教科「情報」の授業を対象として、要望のある学校にはTAを配置していただけるようお願いいたします。

以下の点を要望します。

- (1) 愛知県の県立高校のように非常勤講師でTAを配置する。
- (2) 以前実施された「IT専門家事業」のような事業を都独自の事業として実施し、民間の人材派遣を利用してTAを配置する。

2 校内 LAN の整備事業について

現在、インターネット回線は、パソコン教室にあるサーバやルータ、ハブ等を経由して同教室内のクライアント PC に接続されています。これらは、集団学習装置を整備する事業で設置されたものです。

またこれとは別に、校内 LAN 整備事業が進められ、毎年数校で普通教室などに校内 LAN の回線が敷設されつつあります。

ところが、校内 LAN 整備事業では、校内の回線を敷設する工事費の予算しかなく、インターネットへ接続するための回線使用料、情報を共有するためのサーバなどの機器を購入する備品費、ウィルス対策や不正侵入防止のためのソフトウェア購入費、それらを整備するための設定作業などに必要な役務費が措置されておりません。

そのため、校内 LAN の回線をパソコン教室にあるルータを経由してインターネットに接続したり、同教室にあるサーバを校内 LAN の情報共有のためのサーバとして使用したりしているのが現状であります。

ところが、パソコン教室にあるサーバは、集団学習装置を整備する事業で導入したものでリース契約で設置されている場合があります。このサーバに、他の事業で整備するパソコンを接続したり、そのパソコンと情報共有したりすることはリース契約に違反し、トラブルが起ころうとも保守サービスを受ける際に問題になることがあります。

また、通信事業者との契約では、インターネット回線に接続できるクライアント数に上限が定められており、パソコン教室にあるパソコンの数だけでこの上限に近い状態になっている場合があります。このインターネット回線に校内 LAN の回線をつなぐと、クライアントの数が上限を超え、契約違反になってしまう場合があります。たとえ物理的に接続できたとしても、通信速度に影響を与えたり、サーバなどに過度の負担を与えたりすることになります。

このような状況を改善するため、以下の点を要望します。

- (1) 校内 LAN 整備事業においては、回線の敷設予算だけでなく、実際に稼働するための予算も措置する。
- (2) 校内 LAN 整備事業や集団学習装置を整備する事業など、複数の事業を連携して整備する。

以上